

クレーン運転者の資格

クレーンの運転業務には、必ず有資格者が従事して下さい。(クレーン等安全規則第 21 条・22 条)

資格	操作方式	運転室／無線		床上運転式 ※1		床上操作式 ※2		跨線テルハ
	つり上げ荷重	5t以上	5t未満	5t以上	5t未満	5t以上	5t未満	
クレーン運転士免許者		○	○	○	○	○	○	○
床上運転式限定免許者		×	○	○	○	○	○	○
運転技能講習修了者 運転特例講習修了者		×	○	×	○	○	○	○
運転特別教育修了者		×	○	×	○	×	○	○

○ 就業可能 × 就業不可

※1:「床上運転式」とは、床上で運転し、かつ、当該運転をする者がクレーンの走行とともに移動する方式のことです。(図 1 及び図 2)

※2:「床上操作式」とは、床上で運転し、かつ、当該運転をする者が荷の移動とともに移動する方式のことです。(図 3)

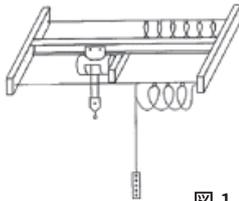


図 1

メッセンジャつり下げ式押しボタン操作

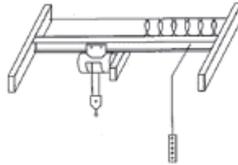


図 2

定位置式床上押しボタン操作

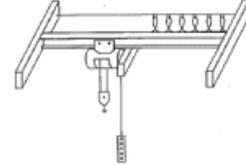


図 3

ホイストつり下げ式押しボタン操作

玉掛け作業者の資格

クレーンの玉掛業務には、必ず有資格者が従事して下さい。(クレーン等安全規則第 221 条・222 条)

資格	つり上げ荷重	
	1t以上	1t未満
玉掛技能講習修了者	○	○
玉掛特別教育修了者	×	○

○ 就業可能 × 就業不可

※次の作業は「玉掛けの業務」には該当しません。

- ・とりべ、コンクリートバケットのようにつり具がそれらの一部となっているものを直接クレーン等のフックにかける業務。
- ・2人以上の者によって行う玉掛けの業務における補助作業。